# 令和5年度 群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金申請要領

## 1 趣 旨

この要領は、群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基金補助金交付要綱 (以下「交付要綱」という。)に基づく補助金の交付について、必要な事 項を定めるものとする。

#### 2 補助金交付対象団体

以下の全ての条件を満たす団体

- (1) 県内に所在地を持つ団体であること。
- (2) 原則として、県内全域を対象として活動している社会福祉団体とし、法人 化の有無は問わない。
- (3) 申請時に1年以上の活動実績がある団体であること。

## 3 補助金交付対象事業

- (1) 各団体が当番県として実施する全国大会又は関東ブロック大会
- (2) 群馬県内の福祉推進等のために必要な事業
- (3) 各団体が実施する自主事業で、かつ、この補助金の交付を受けなければ実 施が困難な事業
- (4) 申請は、1団体につき1件を上限とする。ただし、当番で実施する全国大会・関東ブロック大会等は除く。

### 4 補助金対象外事業

- (1) 収益を目的とする事業
- (2)調査研究事業
- (3) 第三者に資金交付を目的とした事業
- (4) 外部委託が総事業の1/2以上を占める事業

#### 5 補助金額

- (1)補助金の上限金額の目安は次のとおりとする。
- (2)総事業費に対し、1/3以上の自主財源を使用することとする。
- (3) 補助金額については、申請に基づき予算の範囲内で審査会において決定するため、必ずしも満額が交付されるとは限らないものとする。

| 区分       | 上限金額(目安) |
|----------|----------|
| 新規事業     | 20万円     |
| 継続事業     | 15万円     |
| 全国大会     | 15万円     |
| 関東ブロック大会 | 10万円     |

#### 6 提出書類

補助金交付を希望する団体は、社会福祉振興基金補助金交付要綱により下記書類を提出すること。

- (1)別記様式ア「補助事業計画書」
- (2) 令和3年度決算書(貴団体全体の収支決算書)

#### 7 提出期日

令和5年2月10日(金)まで

### 8 補助内示

補助交付希望団体への内示通知は、事業計画書を精査し、令和5年3月31日 までに本会より行う予定。

## 9 補助事業計画書(様式ア)作成にあたっての留意事項

- (1)継続事業の申請については、事業内容等を再検討(既に申請当初の目的を達成した事業については廃止も検討)し、事業計画を作成すること。
- (2) 対象外経費について
  - ①会議等における飲食費等、主に実施主体構成員が消費する経費は原則対象外とする。
  - ②消耗品費、通信運搬費、光熱水費等について団体等の運営費・管理費等に 該当する経費は対象外とする。
- (3) 支出予定額内訳書の積算内訳欄は、積算単価、数量等を記入のこと。

#### 10 補助事業実施方法

- (1) 当該補助事業実施方法については、「社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 社会福祉振興基金補助金交付要綱」による。
- (2) 本補助金で実施する事業のチラシや当日配付資料、報告書など事業実施に ともなう印刷物等に、「本事業は、群馬県社会福祉協議会社会福祉振興基 金補助金の補助を受けて実施します」など、本会より補助を受けて実施し ている旨を明記すること。
- (3) 補助金事業実績報告書は、補助団体全体の収支決算書を添付することとなっているが、当該補助事業が終了し、補助金の交付を希望する団体は、当該補助事業の収支計算書を添付し、年度終了後に補助団体全体の収支決算書を提出のこと。

#### 11 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 総務企画課

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

TEL: 027-255-6033 / FAX: 027-255-6173